

令和3年度 第2回上下水道事業運営審議会 会議録（要旨）

- I 日 時 令和4年3月23日水曜日 10時00分から11時20分
- II 場 所 合志市役所 防災センター1階 避難所①
- III 出席委員 出口増穂会長、村上香織副会長、野口正一委員、坂本早苗委員、渋谷由佳利委員、丸内三千代委員、高來正人委員、藤好清一委員、上野幸伸委員、野口和子委員、野口チカ子委員、後藤小百合委員、緒方明委員、古和賢二委員、古荘裕子委員
- IV 欠席委員 なし
- V 事務局 木永水道局長、澤田水道課長、平田下水道課長、西本水道班長、吉山主幹、浪崎主幹、松本主幹
- VI 会議次第
- 1 開会
 - 2 局長あいさつ
 - 3 会長あいさつ
 - 4 議事録署名委員の指名（※名簿順で指名）
 - 5 説明
 - （1）令和3年度第1回上下水道事業運営審議会の質問に対する回答について
 - （2）令和2年度下水道事業会計決算について
 - 6 審議
 - （1）下水道使用料改定（案）について
 - 7 その他事務連絡等
 - 8 閉会

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
1 開会	事務局	本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。よろしくお願いいいたします。本日は委員の皆様のご半数の出席がございまして、合志市上下水道事業運営審議会条例第5条第2項に基づき、審議会を開会いたします。（資料の確認） それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。
2 局長あいさつ	事務局	まず始めに、木永水道局長よりご挨拶申し上げます。
	水道局長	改めて皆様おはようございます。水道局長の木永です。先週までは初夏を思わせるような陽気もありましたけれども、今週は花冷えでしょうか、寒い日が続いております。まん延防止措置も一昨日で終わりましたが、まだまだ高止まりは続いている状態ですので、皆様方もお体にはご自愛いただきたいと思います。さて、委員の皆様におかれましては年度末の大変お忙しい中とありますが、お集まりをいただいて誠にありがとうございます。 本日は前回の審議会での質問への回答と、令和2年度下水道事業会計決算についての説明を行った後に下水道使用料改定案についての審議をお願いいたします。改定案としまして、3案をご用意しておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいいたします。
3 会長あいさつ	事務局	ありがとうございました 続きまして、出口会長にご挨拶をお願いいたします。
	会長	皆さん改めましておはようございます。 前回の審議会は昨年10月8日だったんですけども、早5ヶ月が過ぎました。あっという間に今年度も終わろうとしております。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい時期、しかも新型コロナ感染が収束しない中にこのように本日お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 下水道使用料の改定につきましては、平成30年度の運営審議会において答申がなされております。黒字化達成のためには30%の改定が必要であり、4年ごとに10%ずつ改定し黒字化を目指す、という答申がなされております。本日の審議では、令和5年度に予定している第2回目の料金改定について、どのような形で10%の値上げを行うのかを決めていきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
4 議事録署名委員の指名	事務局	ありがとうございました。 続きまして、次第4番の議事録署名委員の指名に移ります。 当審議会は会議の議事録を事務局で作成し、市のホームページでこれを公開します。議事録を作成した後、委員の方からお1人ずつ順番で議事録にご署名をいただいておりますが、これにつきましては、名簿順に指名させていただきます。今回は名簿番号2番の坂本早苗委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。
5 説明	事務局	続きまして、次第の5番、説明に移りたいと思っております。 ここからは出口会長に議事進行をお願いいたします。 よろしくお願いいいたします。
	会長	それでは、議事進行を進めさせていただきます。 早速、次第5の説明に入ります。 一つ目、(1) 前回の令和3年度第1回上下水道運営審議会の質問に対する回答について、併せて(2) 令和2年度下水道事業会計決算についてを2つ併せて事務局の方から説明をお願いいたします。
	事務局	皆様改めましておはようございます。 次第5の(1)(2)につきまして、着座にて説明させていただきます。 まず(1) 令和3年度第1回上下水道事業運営審議会の質問に対する回答ということで、質問が3点ほどあっております。その点に関して回答させていただきます。口頭での説明になりますので、ちょっと聞きづらい

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>かと思えますけどよろしくお願ひします。</p> <p>まず一つ目、下水道計画に入っていない区域はどれぐらいあるのかという質問がございました。令和3年3月末現在になりますけれども、人口ベースでお話させていただきますと、市の人口が63,189人、計画区域内人口が62,988人、市の人口に対して99.68%が区域内となっております。それで下水道計画区域内に入っていない区域の方には、申請によりまして個別排水処理施設整備事業を実施しております。これは下水道に代わります施設として、合併浄化槽を市で設置し、維持管理を行い、代わりに整備に係る分担金と設置後の下水道使用料を申請者が負担するという事業になります。</p> <p>次に二つ目の質問です。令和2年度決算の累積欠損金が大きく増加し、経営戦略の計画と異なるが方策はあるのかという質問がございました。経営戦略策定時の数値には須屋浄化センターの解体後の方針が固まっておらず、解体費用が入っていなかったため、令和2年度と令和3年度では計画と比べて実績が大きく増加しておりますが、令和3年度で須屋浄化センターの解体を完了し、令和4年度からは黒字になる見込みで、そこからは累積欠損金の解消に向かうと考えております。須屋浄化センターの解体費用を賄う別の方策は現時点ではございませんが、長期で見た場合、須屋浄化センターを廃止し、熊本北部流域下水道に接続したことは、維持管理費用の面からしましても、改善していくと考えております。また、その他にプラスの要因としまして、想定以上の人口増による水洗化人口増に伴う下水道使用料の増収、また現在進行中の御代志土地区画整理事業などにつきましても、増収を期待しているところでございます。</p> <p>次に三つ目の質問です。市の施設の老朽化に対する計画の水道と下水道の部分を示してほしいという質問に対しまして、今回お配りしております「合志市公共施設等総合管理計画」を配布させていただいております。こちらに水道、下水道関係につきましては、資料の29ページから32ページにかけて記載してあります。こちらにつきましては、お時間の許されます時に目を通していただければと考えております。よろしくお願ひします。以上で(1)の前回質問に対する回答の方を終わらせていただきます。</p> <p>引き続き(2)令和2年度下水道事業決算についてご説明させていただきます。資料につきましては資料1-(1)と資料1-(2)の方でご説明させていただければと思います。</p> <p>公営企業会計につきましては複式簿記で処理されております。対して、一般会計などは官公庁会計と呼ばれ、予算書や決算書数字の捉え方が大きく異なります。その違いについては、ここでは説明を割愛させていただきますが、令和2年度下水道事業会計の決算書を説明する前に、公営企業会計の決算書を説明する書類について、簡単に説明しておきたいと思ひます。資料1-(1)の1ページ目の下段の方になります。決算書、財務3表、財務諸表について、決算を説明する書類は、財務3表や財務諸表と言われ、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の三つで説明されます。また、財務3表は税抜きで表示することとなっております。公営企業会計においては、民間会計と異なりまして、予算主義を取るため、予算に対する決算報告として決算報告書を税込で作成しております。次に資料(1)の1ページ目の上段になります。まず、財務諸表の一つ目の損益計算書について、ご説明させていただきます。資料の令和2年度合志市下水道事業会計決算書報告書の方では、右下のページ3ページをお願いいたします。損益計算書は、年度を通じた事業の成果、もうけを示すものであります。収益、売り上げ、費用、1年間にかかった経費、収益引く費用イコール利益となっております。損益計算書から見ます決算の状況は、令和2年度下水道事業会計の成果、もうけは8億1,541万5千円の損失、赤字となり、企業会計に移行した初年度から6期連続の損失で、欠損金の合計は、令和2年度末で、17億2,105万7千</p>

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>円の損失となっております。次に財務3表の二つ目、貸借対照表についてご説明させていただきます。同じく資料(1)、右下ページ4ページの方をお願いいたします。令和2年度合志市下水道事業貸借対照表です。貸借対照表は、合志市は3月31日の事業の健康状態の安全性を示すものになります。左側が資産の部、右側が負債の部と資本の部、純資産ともいうものです。左右の合計額が必ず同額になるので、英語ではバランスシートとも言われており、資産、事業財産は、総額185億8,294万3千円。負債、事業の借入金などは、総額153億4,100万7千円。資本、資本金や剰余金は、総額32億4,193万6千円となっております。貸借対照表から見る決算の状況ですが、この中に企業の安全性を見る指標で流動比率というものがございます。流動比率は1年以内に返さなければならぬ流動負債に対し、1年以内に現金にできる流動資産をどれだけ持っているかを表すものです。一般的に150から200%以上あれば安全と言われております。ここに示しますように、流動資産、7億3,106万4千円、流動負債、6億9,827万5千円、流動比率を計算いたしますと、104.7%、手持ちの現金化できる流動資産が少なく、安全性に欠けるような状態になっております。次に、財務3表の三つ目のキャッシュフロー計算書についてご説明させていただきます。資料は、同じく右下ページ5ページの方をお願いいたします。資料1-(1)の4ページになります。</p> <p>キャッシュフロー計算書は、年度を通じて事業にどれだけ現金が入ってきたか、どれだけ現金が出ていったか、その結果今どれだけ手元にお金が残っているかを示し、三つの活動の種類ごとに示すことになっております。業務活動によるキャッシュフローは、本来の事業からどれだけ現金を得られたかを示すものです。投資活動によるキャッシュフローは、新規の整備がある場合、通常この部分はマイナスになります。財務活動によるキャッシュフローは、下水道事業会計がどれだけお金を借りたか、あるいは返済したかを示すものになります。キャッシュフロー計算書から見た決算の状況になります。ここで訂正をお願いしたいと思っております。平成29年度下水道事業会計の資金の増加ということになっておりますけれども、令和2年度の間違いです。訂正方お願いいたします。業務活動と、投資活動と、財務活動のキャッシュフローの合計が、資金の増加額となります。令和2年度下水道事業会計の資金の増加は、2年度の資金の増加額、マイナス746万9千円、元年度末までの資金の残高が6億3,325万2千円、合計資金期末残高が6億2,578万2千円、資金は一般会計からの繰入金5億8,100万円と企業債の新たな借入4億5,610万円を含んでおります。次に資料1-(1)の方でいきますと、5ページの上段の方になります。決算報告書は、公営企業会計は予算主義を取るため予算に対する決算を決算報告書で報告いたします。1 収益的収入及び支出は、経常的な営業収支、主な収入が下水道使用料、支出が維持管理費や人件費などになります。(2) 資本的収入及び支出、新たな投資、建設や更新、作り直しにかかる臨時的な収支、既に借り入れた企業債の元金償還をこの支出に含まれております。決算報告書から見る決算の状況ですが、資料1-(2)の1ページおよび2ページをご覧ください。(1) 収益的収入及び支出、収支は7億9,473万6千円の損失、赤字となっております。(2) に資本的収入及び支出、収支は2億3,086万円の赤字となっております。以上で令和2年度の決算の説明を終わりたいと思っております。次のページから公営企業会計の予算の仕組みについて載せておりますが、本日の説明は省略させていただきたいと思っております。</p> <p>以上、次第の5の(1)、(2)につきまして、時間の関係上、駆け足での説明になりましたが、口頭だけではなかなかわかりにくい部分があるかと思っております。お時間の許される時に目を通していただきまして、何かお気づきの点、お聞きになりたい点等ございましたら、また下水道課の方にご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
	会長	今、事務局の方から説明がありました、数字を追うのに一生懸命で、頭の中にまだ入っていない方もたくさんおられると思いますが、事務局が言いましたように、これにつきましては家に持ち帰って目を通して、どうしてもわからない点がありましたときには、個々にまた連絡して質問していただきたいと思います。委員の方、よろしいでしょうか？
	委員	はい。
6 審議	会長	よろしければ、本日の次第であります。次第6番、審議に移ります、下水道使用料改定（案）について事務局からの説明をお願いいたします。
	事務局	<p>おはようございます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>審議1、水道使用料改定案について説明します。資料は資料2、下水道使用料の改定についてと、A3の資料で印刷しています資料3から5を使います。説明は初めに、前回の平成31年3月14日に運営審議会からいただきました答申書の内容を確認し、次に前回の料金改定の成果、料金改定に至った背景と、現在はどのようになっているかを説明して、最後に次回令和5年度料金改定パターンを三つ事務局からお示しします。</p> <p>それでは、資料2の1ページをお願いします。平成31年3月14日に上下水道事業運営審議会からいただきました答申書の内容を概要でつけております。読み上げますと、①下水道事業会計の現状からは、次世代への先送りはず、事業の黒字化と累積赤字の解消が必要。②下水道使用料は、本市の一般的な家庭の使用料では2,311円であるが全国の類似団体の平均は2,899円であり、比較すると、ひと月あたり588円も安い。また近隣の14市町と比較しても安い状況であった。③下水道使用料体系のあり方としては、本市の現在の使用料体系は従量使用料制であるが、近隣市町や全国的には、累進使用料制が多数であった。使用量の少ない単身世帯や一般的な家庭の負担を下げられる累進使用料制を採用することを提案する。④下水道使用料の改定については、黒字化達成のためには30%の改定が必要だが、急な負担増は市民に厳しい。そのため、まず10%の値上げを行い、4年ごとに10%ずつ改定し黒字化を目指すことを提案する。その間の一般会計からの財政補填はやむを得ない。⑤市への要望事項としては、下水道使用料の改定は市民生活に及ぼす影響が大きい。よって、改定に至った趣旨や内容を市民に理解していただくよう努めることを要望する。このいただきました答申の結果を踏まえ、令和元年度10月請求分、9月使用分で料金改定を行っています。</p> <p>④の4年ごとに10%ずつ改定を2ページで詳しく説明します。平成30年度の運営審議会の審議の中で、下水道使用料改定の目標は、3条予算の黒字化を目指すため、平成30年度決算見込値の下水道使用料収入の約30%の値上げ、具体的に金額では2億1,500万円の値上げを、下水道経営戦略上の目標としております。2番目、使用料改定率と黒字化目標年度は、使用料の改定を4年ごとに行うこととし、今回の改定で10%、4年後に10%、8年後に10%の引き上げを行い、経営戦略期間中の平成39年度に黒字化を達成する。一般会計からの基準外繰入に依存しつつ、段階的に使用料を値上げし、次の平成35年策定の次期合志市総合計画、財政計画に合わせて段階的に基準外繰入を減額する。改定の目安としては、今回の改定で7,200万円、4年後に7,200万円、8年後に7,100万円を目標に改定し、総額で2億1,500万円の値上げを確保する、となっていました。次回の料金改定は、令和元年度の4年後、令和5年度となりますので、どのように10%、7,200万円の値上げを行うのか、本日の審議会の中で料金改定パターンの審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、3ページ目から、前回はどのような改定パターンだったのか、成果はどうだったのかを説明します。3ページに第1回目の料金改定の広報、令和元年8月号の記事を載せていますので、こちらでお話しますと、真ん中ぐらいの青塗りの四角の枠に、使用料の改定内容がありますが、前回の料金改定では大きく二つあり、一つ目が、基本使用料を50円上げたことです。これは下水道を使用する人に広く、平等に負担してもら</p>

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>基本料金を50円値上げしました。二つ目が、料金体系を従量制から累進制に変えたことです。前回の料金改定前までは、合志市は下水道をいくら使っても使用料単価が変わらない従量制だったのが、改定後は下水道を多く使うと使用料単価が上がる累進制に変わりました。具体的には、真ん中の月額使用料の旧と新をご覧ください。旧の改定前の一般汚水は、8^mまでは基本使用料が700円、8^mを超えた分はどれだけ使っても1^m当たり120円の使用料単価でした。新の改定後は、8^mまでは基本使用料が750円、8^mを超えた分は8^mを超えて20^mまでが125円、20^mを超えて30^mまでが130円、30^mを超えて40^mまでが135円、40^mを超えて100^mまでが140円、100^mを超える分は150円と、使用量が多くなるほど単価が上がるようになりました。この料金改定によるひと月当たりの使用料の差額は、一番下の表になりますが、大人2人子供2人で標準的な使用料が20^mとされています。この標準世帯20^mの世帯の場合で見ますと、改定前がひと月あたり2,310円だったのが、改定後は2,430円となり、ひと月で120円下水道使用料が上がったことになっています。</p> <p>4ページに前回の改定の成果を示しています。下水道使用料収入の推移はこのようになっています。令和元年度は10月に料金改定をしているため、半年分が料金改定後の収入となっていますので、わかりやすいように平成30年度と令和2年度で比較しても1億円の増収となっています。料金改定により、目標の10%、7,200万円はクリアしており、予定どおりの成果は出ていると言えます。前回の料金改定では、先ほどの3ページの広報記事や市のホームページ、また水道メーターの検針時にチラシを配布するなどして、事前に料金改定についてお知らせしていたこともあり、特に苦情等はありませんでした。</p> <p>それでは、5ページをお願いします。次は、なぜ料金改定をしなければならないのか、背景を説明させていただきます。このA3の資料の資料3下水道使用料が変わりますの裏面に、令和元年度に配布しました合志市下水道事業経営戦略概要版をつけていますので、こちらをあわせてご覧ください。背景その1として、施設の老朽化により、修繕などの更新費用が増加していきます。A3の資料の少し小さいですけども表の通り、今から8年後の令和11年度以降、耐用年数が過ぎた管路の更新費用が大きくなってきます。現在の状況はと言いますと、施設と管渠のストックマネジメント計画を策定し、耐用年数の見直しを行っておりますが、更新費用の増加は明らかです。背景その2として、特別会計だった下水道事業が平成27年度に企業会計に移行して、経営状況が見える化したのですが、移行後は令和2年度まで毎年赤字が続いています。平成30年度には、累積赤字が8億円を超える見込みですと説明していましたが、現在は令和2年度決算で累積赤字は17億円を超えています。今年度で須屋浄化センターの解体が終了しましたので、先ほど課長の説明からもありましたように、令和4年度からは単年度では黒字化となる見込みです。背景その3として、下水道事業が公営企業となり、独立採算が原則であるため、一般会計からの基準を超えた繰入金を減らすように求められています。繰入金については、令和6年度に合志市財政計画、下水道事業経営戦略の見直しがありますので、令和6年度からは、基準外の繰入金は減る予定です。参考としまして、令和2年度の一般会計からの繰入金は、5億8,100万円で、基準内は1億8,249万8千円、基準外は3億9,850万2千円です。現在の経営戦略の計画では、令和6年度の基準外を5,000万円で計上しています。ここまでが平成30年度の運営審議会の答申、第1回目の料金改定の成果、料金改定の背景と現状の説明になります。</p> <p>次の6ページに次回の料金改定案を付けています。1番目、前回の平成31年3月14日の答申どおり、次回の令和5年度の料金改定は10%の値上げとするというのは決定しておりますので、2番目、料金改定の時期は令和5年10月請求分9月使用分とするとして、3番目の料金改定のパターンについて事務局から案を三つ提示させていただきたいと思います。案1は、どの</p>

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>使用量でも同じ負担増となるように、基本料金を50円値上げ、一般汚水m^3単価を約8～11.5%、10円～15円値上げする。案2は、使用量が少ない方の負担が少なく使用量が多い方の負担が大きい、基本料金を50円値上げ、一般汚水m^3単価を約4～16.7%、5円～25円値上げする。案3は基本料金のみの方は値上げがなく、それ以外の方は値上げが大きい、基本料金は値上げせずに、一般汚水m^3単価を約8～16.7%、10円～25円値上げする。この三つの案を事務局から提案します。また温泉汚水についてはどの案も20%、5円の値上げ、現在の25円を30円に値上げするようにしています。温泉汚水は、ユウパレス弁天、ふれあい館、老人憩いの家の3施設が該当します。</p> <p>それでは A3の資料4を使って、他の自治体と比べて合志市はどうかを説明します。県内の14市と近隣2町、菊陽町と大津町との比較になります。資料4は、1ページが一般汚水、2ページが温泉汚水、3ページが使用量ごとの月額使用料の一覧で、4ページと5ページが3ページの比較を棒グラフにしたものになります。棒グラフで見るとわかりやすいと思いますが、現在の料金ですと、どの使用料段階でも合志市は安い方から3番目か4番目となっています。</p> <p>料金改定パターン案の試算は、資料5をご覧ください。令和2年度の状況で試算していますが、一番上の黄色のところは現在の料金体系です。現在、基本料金が750円、一般汚水は$20m^3$まで125円、$30m^3$まで130円、$40m^3$まで135円、$100m^3$まで140円、$100m^3$を超える分が150円、温泉汚水が25円です。青く塗った案1ですと、どの使用量でも同じ負担増ですので、標準世帯$20m^3$の場合で、基本料金が50円値上げされ、m^3単価が125円から135円になりますので、月額が2,250円が2,420円になり、月額の値上げ170円となります。案2ですと、使用量が少ない方の負担が少なく、使用量が多い方の負担が大きいので、標準世帯$20m^3$の場合で、基本料金が50円値上げされ、m^3単価が125円から130円となりますので、月額が2,250円が2,360円になり、月額の値上げは110円となります。案3ですと、基本料金のみの方は値上げがなく、それ以外の方は値上げが大きいので、標準世帯$20m^3$の場合で、基本料金の値上げはなく、m^3単価が125円から135円になりますので、月額が2,250円が2,370円になり、月額の値上げは120円となります。1、2、3のどの案でも令和2年度の使用量から試算して約7,100万円程度の増収となる見込みです。</p> <p>資料4の3ページの表に戻ってください。他の自治体と比較して、現在合志市がどのあたりで、案1から3になるとどう変わるかを表でつけています。また、先ほど見ていただいた4、5枚目の棒グラフを見ていただいてもわかりますように、安い方の1番目から5番目までは大きな差がありませんので、使用量の段階によっては料金改定を行うと合志市は安いほうから3番目だったのが、5番目まで順位が落ちるところもあります。補足しますと、前回の料金改定では、基本料金を50円値上げし、累進制に変更していますので、全ての方が値上げとなり、使用量が多い方の値上げ率が大きくなる値上げとなりました。</p> <p>最後に、資料2の7ページをお願いします。</p> <p>資料2はA4の資料の最後のページになります。こちらに今後の予定を載せています。来年度、もう一度5月に上下水道事業運営審議会を開き、本日の審議で決定していただく案に絞ってお示しします。そして6月に政策推進本部会議、9月に議会、11月に区長会で説明し、12月に条例改正を行うところで進めていきたいと思っております。それから広報誌や市ホームページで市民の方へお知らせし、再来年度、令和5年10月に料金改定となる予定です。</p> <p>事務局からの料金改定パターンの説明は以上になります。委員の皆様にはどの案で次回の料金改定を行うのか、審議のほどよろしくお願ひします。</p>

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
	会長	事務局からの説明が終わりましたので、これから審議に入ります。委員の皆様におかれましては、1、2、3のどの案で次回の料金改定を行うのか、ご審議願いたいと思います。挙手をもってお願いいたします。ちなみに現在の料金改定につきましてはこの案の2ということですよ。
	事務局	今は既に累進制になっていて、今後もそのまま累進制のままです。ただ累進制で料金が幾ら幾ら幾らってなっておりますので、使用量の少ないところの上げ幅と、多いところの上げ幅を大きくするか、一律で10%に近づけるかということになりますので、案1は、どの使用量でも同じように約10%ずつ上げていくっていうような形で、案2は少なく使う人の単価はあまり値上げ率を大きくしなくて、多く使うところの単価の値上げ率を大きくするという事です。案3については、基本料金を値上げしないので、その分全体的に大きくなるという三つの案になります。
	委員	案を挙手でする場合、少し煮詰めたいと思いますが、私は前回の10%にするとか、8億円の赤字をどうするか審議にずいぶん神経を使った委員の1人でございます。そのときに累進形にしようと思った案があの努力した結果、5ページの目標です。従来どおりの料金は10%の値上げをするというようなことで決めてきたんですけども、案の1から3の中で、下水道課の方で、教えていただきたいのは、だいたい大差はないですね、7100万の利益が出ると計上されるということは、三つの案はみんな平均的には同じくらいでしょう。結果的には差はあんまりないですね、そうすると、そちらの方ではだいたいどのようなのが理想的だっていうのをヒントとしていただけませんか。
	事務局	ありがとうございます。どの案も負担が少ない方、値上げはするけれども、その中でも負担が少ない方、多い方がいらっしゃいますので、事務局からどの案というのはなかなか言えませんが、前回の値上げのときもかなり審議していただいた中にもあったと思うんですけども、将来的に見て、やはり今は合志市人口伸びています、でもずっと伸びていくわけではないので将来的にですね、人口減少、また今節水機能の洗濯機だったり、シャワーだったり、トイレだったりが多いので、節水機能の普及による使用量の減少を考えると、基本料金の値上げ、使用量の低いところから確実に値上げを行うと、将来使用量が減少しても、下水道使用料が確保できると思いますし、ただ、逆にですね、多く使うところが処理場の維持管理費用を多く負担すべきだという考えもありますので、そう考えるならば、使用量が多い方の値上げ率を大きくするという逆の考え方もあると思います。
	委員	案1か2ということですね。
	事務局	基本料金を値上げしないとやっぱりその分をほかでとりますが、ただ、今はこういう状況なので、基本料金は値上げしないっていう、3案もあるとは思いますが。すみません、答えになってませんが。
	委員	前回30%上げるとなったときがあったですよ。その時に血圧が上がる、お風呂にもいかない。そうすると大変だから10%で割り算して、10、10、10でいこうということになったのが前回だったと思うんですよ。それでやっぱり従量制と累進制ですかね、それも多く使われる方がやっぱり多くなってもそれは仕方がないよねという話になったと思うんですよ。だからやっぱり基本料金というものはある程度上げていくのも一つの筋かなと思いますので、私自身はやっぱり2番かなと思っているところですけど、それはこの審議会を決めることであって、私が差し出がましいことはないですけども、本当に前回のときにやっぱり上げるというのは、地震があったり、コロナがあったり、下水の料金もさることながら、全般的にインフレも続いてますので、生活がしにくくなる、年金も下がってくるし、ただ血圧だけが本当に上がってきておりますので、その点をちょっと考えて審議していただきたいと思います。よろしく願います。

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
	会長	他にご意見なり、お尋ねなり、ありませんでしょうか。
	会長	もう執行部としては、値上げして一般市民からは苦情が来るのが少ないというのがこの言われた案2が一番住民の苦情が少ないと考えられておられるんですか。
	事務局	資料5のですね、資料の右上に小さな円グラフで使用水量ごとの対象者割合というのをつけています。こちらで見ると20㎡までの方で約6割を占めていますので、たくさん使うところは確かに少ないといえれば少ないのでその分苦情も少ないってなるかもしれませんが、ちょっとそこはですね。
	委員	ちょっと知識がないのでこんなことを言っていていいかわかりませんが、案1から3は目標の増収はクリアできるということですね。そうするならば一番対象者が多い2案ですかね、一番住民の方から支持されるんじゃないかとそんなふうに思ったんですけど。
	委員	私は今この資料5の右の円グラフを見て思ったんですけども、一番少ない0から8㎡の方が19%いらっしゃいますよね。思ったより正直言って多いなと思ったところです。今ですね、やっぱりコロナで非常に経済的に苦しくなった家庭が増えてると思うんですね。やっぱりその家庭のことを考えると、私は基本料金を今回も上げるっていうことについて、すぐに納得できるということにはならないかなと思います。前回も基本料金50円上げてますし、今回基本料金のところを50円上げるとなると、前回から比べると100円の値上げになります。そういう意味では、ここを上げるっていうことに最初から同意していいものかというふうに思ったところです。
	委員	先ほどコロナのお話が出ましたけれども、今ウクライナとロシアが戦争状態なものですから、いろいろ例えば原油とかですね、今後いろんな値上げが、既にガソリンなんか170円越えていまして、値上げがかなりこれからも進んでくると思うんです。そうしますとやはり、生活に一番直結するものですから、この下水道ですね。そういった意味で生活状態を考えると、来年の10月、9月使用分からですから1年半ぐらいあるとは言えますね、そういった値上げがずっと1年以上ももしかしたら続くかもわかりません。そうしますとやはり先ほど言われましたように、生活レベルを考えるとちょっと厳しいかというふうに思いますので、例えばですね、来年の9月からじゃなくて、あと1年先延ばしにしてですね、再来年の令和6年4月からとかそういった選択肢は考えておられないでしょうか。
	事務局	ありがとうございます。今おっしゃられたようにですね、コロナがあって、今はウクライナ情勢もありますので、今時点で考えると値上げしましょうという雰囲気でないことは事務局の方も重々承知しております。ただ、この今協議して1年半後の値上げに向かって協議させていただいておりますので、この1年半の間に回復するかどうか、確かにわからないところですけども、それを2年半後、値上げしするとした場合、では2年半後に本当に値上げができる状況なのかっていうのもちょっと難しいところ。
	委員	2年半後ではなく2年後です。
	会長	答申がですね、4年ごとに10%ずつ改定する、この4年後をここで5年に変えられるものかどうか、前回の答申というのはあくまでもこの運営審議会、我々が入っていませんでしたけども、前回の審議会の方々も4年に10%ずつ上げようという答申を市の方にしていると、我々がそれに従ってどうするかというのを決めるということで、今日お集まりいただいているというふうにご理解を願いたいと思います。ですから、ここで4年を仮に5年に延ばすということは前回の答申を変えると、今の段階で前回の答申を変えることができるのかというのはどうかなと思います。その辺は執行部の方どうでしょうか？

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
	事務局	<p>ありがとうございます。今会長が言われたようにですね、事務局側としても、その前回の答申をとっていきたいと、先ほど委員さんの方がですね言われたように、やはりその情勢的にですね、どうなっていくかというのは今後ともわからない状況で、2年後上げられる状況にないと、また延ばしたいというような意見が出てくることも考えられますけれども、事務局としてはですね、この1回目の答申をやっぱり踏襲しながらですね、赤字の削減をしていかないと、結局は一般会計からその足りない分は補填されるので、税金から今度は補填されるということになりますので、公営企業の受益者負担というようなことも考えていくなれば、やはり値上げは今の状況でも値上げをしてもですね、合志市の後に他の市町村も値上げをされるかもしれません。今の状況で上げた場合でも、やはり合志市はまだ安い状況であるということもありますので、できればですね、当初の案でですね、令和5年度の値上げを踏襲していきたいと考えているところです。</p>
	会長	<p>どうぞ皆さん方からまた自由なご意見があればお願いいたします。市としては、この答申に沿って4年ごとに10%上げるというのはもう既に決まっていることなので、これをどうこうではなくて、今日皆さん方に審議いただきたいのは、今、コロナ禍で経済的にも経済活動が停滞している中でこの10%を改定したときに、住民の多くの方々がですね、負担が少ないような形で10%を上げると、そのためにはどうするかと、どのパターンがいいのかというのをここで決めていただきたいと思っております。</p>
	委員	<p>前にだいぶかかわっているもんですから、言いたくなるんですよ。今、会長がおっしゃったとおりです。もうこれは将来の子どもたち、次世代の子どもたちに、この赤字を何とか我々ができないかということで審議していった結果が、3回に分けましょと、そうすると平成30何年だったかに、だいたい老朽化も防がれるし、下水道課はうまくコントロールできて、赤字が累積していかないからということで答申を4回、5回しましたかね、やっとできたこの改定案だったんですが、じゃなくて改定だったので、何とか私達は値上げの件について、今日審議していただきたい。会長のおっしゃるとおりです。何も言うことありません、その点は。</p>
	会長	<p>皆さんから、またご意見を伺いたいと思っております。</p>
	委員	<p>私も前回の料金改定に参加したわけでございますけども、本当に長いことかかりました。4年ごとに10%ずつ上げていくということは基本なんですよね。だからこれを先に延ばしたからといって状況が良くなってるかという保証も何もない。それは私としても苦勞して打ち出した基本ですので、これは守っていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
	会長	<p>皆さん、ここにあのパターンが案1、2、3と出ておりますが、この三つの案の中で、どの案が一番住民に、ここで見ますとこの6割強の方々の家族が少ないところ利用量が少ないところ、こういう方々の考慮をしてどうするかというのが今日の皆さん方をお願いした、何て言いますか、皆さん方をお願いしているところですけども、どうぞ皆さん方からまたご意見がありましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。</p>
	委員	<p>私は先ほど発言したように、3が基本料金の値上げがないということで三つの中から選ぶとすると、案3に賛成です。3案は、20㎡以下ところについても、値上げ額は120円となっておりますので、そういう意味では、一番使用量の少ない方たちにとっての影響が少ないのではないかと思いますので、私はこの3案を推薦したいと思います。</p>
	会長	<p>他にありませんでしょうか。今、2と3が皆さん推奨されておりますけども、ご意見はありませんか。</p>
	委員	<p>10%の値上げの中には、基本料金の50円というのは含まれてますが含まれてますか。この1、2、3を見ると、10%が一番近いところっていうのは、</p>

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
		1番かなとちょっと思うのですからお願いします。
	事務局	ありがとうございます。表がわかりにくくて申し訳ないんですけども、この案1という表の公衆浴場の横にですね、7,095万6,140円とか7,091万5,295円とかあるのが、この単価でした場合これだけの増収が見込めますという数値になりますので、1から3までだいたい7,100万円ぐらいになるので、これには基本料金50円値上げするか、基本料金50円値上げしないかも含めたところで、この7,100万円程度の増収という試算になっております。
	会長	他にご意見はありませんでしょうか。これが議会でしたらですね、起立で案1案2案3の起立を取って、または挙手で一番多いのに決めるというのが議会のやり方なんですけども、ここは審議会ですので、果たしてそのパターンでいいのか。皆さん方からの意見を聞いてですね、決めていきたいと思いますが、何度も言いますように、30%値上げしなければならぬといけぬ、30%ではこれも住民の負担が大きすぎるから、4年ごとに10%ずつ上げようというのは前審議会の方で答申されたことなんです。何度も言いますように、私達がここで決めていくのは、この執行部から示されている案の三つの中でどの案が一番いいかというのをですね、今日ここで決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。もし、皆さん方に異議がないならですね、パターン1パターン2パターン3の挙手で決めてよろしいでしょうか、皆さん。これはどうしてもなかなか、その一人一人の意見を聞いてもですね。挙手で決定してよろしいですか。
	委員	はい。
	会長	執行部もそれでいいですかね。
	事務局	はい。
	会長	それでは、今いろいろご審議いただきましたが、なかなか終着駅にはたどり着きませんので、このパターンの案1案2案3についてですね、挙手を取りたいと思います。まず、案1、どの使用量でも同じ負担増に賛成の方は挙手をお願いいたします。お1人です。事務局の方よろしくお願いたします。続きまして、案2、使用量が少ない方の負担が少なく、使用量が多い方の負担が大きいという案2に賛成の方は挙手願います。8名ですかね。では最後の3案、基本料金のみの方は値上げがなく、それ以外の方は値上げが大きい案3に賛成の方は挙手願います。5人です。
	委員	会長さん、今のその表現が、ここに点線で囲ってるところの表現が少し違うと思うんですよね。最後の基本料金のみの方は値上げがなくっていうのはそうだけど、それ以外の方は値上げが大きいと、私は使用量が少ない方の負担が小さいと思うんですよ。なので、ここは何かそれだけを聞くと、それ以外の方は値上げが大きいというところが何か強調されて聞こえるので、これについては、何か皆さんが誤解を生むような表現になっているのではないかと思います。
	会長	資料5のですね、案の2と案の3がありますけれども、左上の、この大きいというのが、若干大きいですかね、20㎡のところは130円から135円、30㎡を超えれば140円と145円、通常の場合はこの30㎡ぐらいまでに収まってくるか、ですので、ここにそれ以外の方は値上げが大きいと書いてありますが、これを見ると若干大きいと、票決を取る場合、人の先入観を見た場合、値上げが大きくなるといかんという頭があるからですね、案3の場合は、それ以外の方は値上げが大きいというのは過大広告じゃないかという意見です。
	委員	これを広報かなにかに出されるんですか。
	事務局	出しません。
	委員	これは私達が表で見れば、値上げが大きいだけにこだわらないで、どのぐらいかなというのを見ればいいですよ。

会議録（要旨）

次第	発言者及び答弁者	内容
	会長	皆さんもご理解いただけましたでしょうか。今の挙手の結果は、第1案が1人、第2案が8人、第3案が5人。事務局間違いないですかね。
	事務局	はい
	会長	私は皆さんが同じになったときにしか選べません。という結果から見ますと、その文言の方にもそれ以外の方に大きいということで、ちょっとこの表現がおかしいという意見もありましたけども、この審議会の中では案の2でいくということでしょうか。
	委員	決まったんでしょ、手を挙げて。
	会長	そういうふうに案の2でいきますのでよろしく願いいたします。
	委員	はい。
7 その他事務連絡等	会長	続きまして次第の7その他の事務連絡等に移りたいと思います。事務局よりお願いいたします。
	事務局	事務局からはもうありません。
	会長	事務局からはない。委員さんが他の方から何かこれだけ言っておきたいという部分がありましたらお受けいたしますがありませんか。
8 閉会	事務局	会長におかれましては、議事録進行大変お世話になりました。また委員の皆様も貴重なご意見をありがとうございました。先ほどありましたように第3回目の審議会については5月頃に予定しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

（終了）